

文芸美術国民健康保険組合規約

第五十八條及び規程）
規約の施行に關しては、必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもつて別に定める。

第十一章 罰 則

第五十九條 組合は、組合員が法第二十二條の規
定に準じて出する法第九條第一項若しくは第五
項の規定による出をせず、若しくは虚偽の第
届出をした場合、又は法第二十二條の規定にお
いて準用する法第九條第三項若しくは第四項の
規定により被保険者証の返還を求めらるるこれ
に應じない場合においては、その者に対し、一
〇万円以下の過怠金を課する。
第六十條 組合又は組合員であつた者が正當の理由なしに、法第十三條の規定によ
り文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜ
らるるこれに從つて、又は同條の規定による當
該職員との質問に對して答弁せず、若しくは虚偽
の答弁をしたときは、一〇万円以下の過怠金を
課する。
第六十一條 組合は、偽りその他の不正の行為によ
り保険料、一部負担金及びこの規約に徴収する
過怠金の徴収を免がれた者に対し、その徴収を
免がれた金額の五倍に相當する金額以下の過怠
金を課する。
第六十二條 前三條の過怠金の額は、状況により
理事長が定める。
第六十三條 第五十九條から第六十一條までの過
怠金を徴収する場合において発する納付告知書
に指定すべき納期限は、その発行之日から起算
して十日以上を経過した日とする。

附 則

1 (施行期日) この規約は、昭和三十四年三月三十一日から施行する。
2 (規約の廃止) 文芸美術国民健康保険組合規約（昭和三十一年四月一日）は廃止する。
3 (延滞金の割合の特例) 第二十二條に規定する延滞金の年七、三パーセントの割合は、当分の間、同條の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時にける日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五條第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七、三パーセントの割合に満たないときは、その年中において、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則

1 (施行期日) この規約は、昭和三十五年四月一日から施行する。

この間の附則

自 昭和三十七年四月一日
至 平成十九年四月一日

は省略する。

1 (施行期日) この規約は、認可の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。
2 (経過措置) 第二号及び第三号の規定は、平成二十年四月一日以後の療養の給付を受ける際の一部負担金の額から適用し、平成二十年三月三十一日以前の一部負担金の額については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十年四月一日から施行する。
2 (経過措置) 第二條の四及び第十二條の五の規定は、平成二十年四月一日以前に施行日以前の支給については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十年四月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、認可の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

1 (施行期日) この規約は、平成二十一年一月一日から施行する。
2 (経過措置) 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第十一條の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十二年四月一日から施行する。
2 (経過措置) 第二條の四及び第十二條の五の規定は、平成二十二年四月一日以前に施行日以前の支給については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十二年四月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十三年四月一日から施行する。
2 (経過措置) 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第十一條の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十三年四月一日から施行する。
2 (経過措置) 第二條の四及び第十二條の五の規定は、平成二十三年四月一日以前に施行日以前の支給については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。
2 (経過措置) 第二條の四及び第十二條の五の規定は、平成二十四年四月一日以前に施行日以前の支給については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十四年四月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十五年三月二十二日から施行する。
2 (経過措置) 第二條の四及び第十二條の五の規定は、平成二十五年三月二十二日以前に施行日以前の支給については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十五年四月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。
2 (経過措置) 第二條の四及び第十二條の五の規定は、平成二十八年四月一日以前に施行日以前の支給については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十八年四月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十九年四月一日から施行する。
2 (経過措置) 第二條の四及び第十二條の五の規定は、平成二十九年四月一日以前に施行日以前の支給については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十九年四月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十六年四月一日から施行する。
2 (経過措置) 第二條の四及び第十二條の五の規定は、平成二十六年四月一日以前に施行日以前の支給については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十七年一月一日から施行する。
2 (経過措置) 施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十七年一月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。
2 (経過措置) 第二條の四及び第十二條の五の規定は、平成二十八年四月一日以前に施行日以前の支給については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十八年四月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十九年四月一日から施行する。
2 (経過措置) 第二條の四及び第十二條の五の規定は、平成二十九年四月一日以前に施行日以前の支給については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十九年四月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十九年四月一日から施行する。
2 (経過措置) 第二條の四及び第十二條の五の規定は、平成二十九年四月一日以前に施行日以前の支給については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十九年四月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十九年四月一日から施行する。
2 (経過措置) 第二條の四及び第十二條の五の規定は、平成二十九年四月一日以前に施行日以前の支給については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十九年四月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十九年四月一日から施行する。
2 (経過措置) 第二條の四及び第十二條の五の規定は、平成二十九年四月一日以前に施行日以前の支給については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十九年四月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十九年四月一日から施行する。
2 (経過措置) 第二條の四及び第十二條の五の規定は、平成二十九年四月一日以前に施行日以前の支給については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十九年四月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十九年四月一日から施行する。
2 (経過措置) 第二條の四及び第十二條の五の規定は、平成二十九年四月一日以前に施行日以前の支給については、なお従前の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十九年四月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

し、平成二十八年以前にの保険料については、なお従前の例による。